

平成 25 年度鹿屋市放課後児童クラブ一覧表

| クラブ名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|--------|----------------|
| 鹿屋学童育成クラブ | 西大手町 | ☎ 0994-42-2663 |
| わかば児童クラブ | 寿4丁目 | ☎ 0994-44-5234 |
| 寿・第2寿学童育成クラブ | 寿5丁目 | ☎ 0994-41-2568 |
| エンゼル児童クラブ | 札元2丁目 | ☎ 0994-43-9353 |
| 笠之原児童育成クラブ | 笠之原町 | ☎ 0994-42-2919 |
| はらい川児童クラブ | 祓川町 | ☎ 0994-42-2250 |
| 二葉児童クラブ | 西原1丁目 | ☎ 0994-44-6107 |
| にしはら学童育成クラブ | 西原1丁目 | ☎ 0994-45-5215 |
| 西原台学童育成クラブ | 今坂町 | ☎ 0994-44-6577 |
| 花岡児童育成クラブ | 花岡町 | ☎ 0994-46-3763 |
| 和光児童クラブ | 横山町 | ☎ 0994-48-2931 |
| 南部幼稚園学童クラブ | 下堀町 | ☎ 0994-44-6850 |
| 第1・第2こぼと児童クラブ | 川西町 | ☎ 0994-40-2851 |
| 吾平児童クラブ | 吾平町上名 | ☎ 0994-58-8220 |
| いずみ幼稚園学童クラブ | 吾平町上名 | ☎ 0994-58-6893 |
| 光明児童クラブ | 輝北町上引 | ☎ 099-486-0562 |
| 細山田保育園わんぱく児童クラブ | 串良町細山田 | ☎ 0994-62-2026 |
| 正徳仲良しクラブ | 串良町岡崎 | ☎ 0994-63-2186 |
| 上小原児童クラブ | 串良町上小原 | ☎ 0994-63-4505 |

放課後児童クラブ

仕事などにより昼間、保護者が在宅していない小学生を対象に、授業が終了してから夕方まで安心して過ごせる場所を提供します。指導員が遊びや生活指導などを行います。

- 対象児童
小学生で、仕事などにより昼間保護者が在宅していない場合に対象となります。
- 利用方法
希望する児童クラブに連絡して登録を行ってください。
- 開設日・開設時間・利用料金
児童クラブによって開設日、開設時間、利用料金が異なります。希望するクラブにお問い合わせください。



▲寿学童育成クラブ

病児・病後児保育、放課後児童クラブ、休日保育
をご利用ください

市では、様々な保育ニーズに対して、個々の家庭の状況に適切に対応できるよう保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援しています。

【問い合わせ】
子育て支援課 ☎ 0994-31-1134



▲花岡児童育成クラブ

病児・病後児保育

保育所等に入所中の児童が病気のため集団保育が困難であり、かつ、保護者がやむを得ない事由により家庭での育児が困難な状況にある場合、一時的に児童を預かり保育します。

●対象児童
保育所・幼稚園等で保育している乳幼児及び小学校低学年の児童で、次の状態にあてはまる場合に対象となります。
○病気のため集団保育が困難な状態であり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な状態である場合

- 1日の利用料金
①生活保護法による被保護世帯 無料
②市民税非課税世帯(①及び④を除く) 無料
③市民税課税世帯(①及び④を除く) 1,000円
④所得税課税世帯 2,000円
※申出がない場合は、④になります。
- 利用時間
※①②③に該当する場合は、申出内容の証明書を提出してください。ただし、保育所入所時に提出している人は必要ありません。
(所得税は平成24年分、市民税は平成24年度分が必ずです)
※昼食やおやつは、各家庭で準備してください。また、医療費については、含まれません。
- 実施施設
森のくまさん家
(西原2丁目・まつたごどもクリニック併設)
☎ 0994-52-0506
- 1日の利用料金
日曜・祝日に、冠婚葬祭や仕事などのため家庭での育児ができない場合に、児童を預かり保育します。
- 休日保育
なお、緊急の利用は、原則としてできません。利用するときは、利用日の一週間前までに実施保育園に連絡してください。
- 利用希望者が多い日等は利用できない場合があります。
- 利用時間
8時～17時(原則)
- 利用料金
○1日当たり(昼食費含む) 1,000円
○1時間当たり 200円
○昼食費(別途) 200円

休日保育

●実施場所

- 大黒保育園(下高隈町)
☎ 0994-45-3078
- 愛育園(新川町)
☎ 0994-41-0820

●対象児童

原則として、認可保育所に入所している児童で、保護者が日曜・祝日に冠婚葬祭や仕事などのため保育ができない場合に対象となります。
※私的理由による場合は、対象になりません。
※認可保育所に入所していない児童でも保育します。ただし、この場合は、勤務証明書等の提出が必要になります。

●利用方法

事前に登録が必要です。子育て支援課(⑦番窓口)又は各総合支所市民生活課で登録申請をしてください。申請には印鑑が必要です。



▲愛育園